

12 本白根山噴火を契機とした火山災害対策の強化について

平成30年1月23日に発生した本白根山の噴火では、死者1名、重軽傷者11名など大きな被害が発生した。

草津白根山は常時観測火山であり、気象庁により24時間体制で常時監視・観測されているが、今回の噴火は、想定していた火口とは異なる場所であったため、周辺に監視カメラ等の観測機器は設置されておらず、噴火の迅速な状況把握ができなかった。

我が国には111もの活火山があり、関東地方では近年、本白根山のほか平成26年に御嶽山、27年には箱根山が噴火した。また、富士山や浅間山において大規模噴火が発生すれば、首都圏のみならず全国的にも影響を及ぼす恐れがあり、火山噴火災害への対策強化は喫緊の課題である。

活火山は国立公園をはじめとした自然公園等に数多く位置しており、地域の重要な観光拠点ともなっていることから、国民の生命や財産を守るためにも、速やかな対策強化の実施が望まれる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 水蒸気噴火を含め火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引き上げ等の運用改善に結びつけられるよう、常時観測火山における常設の観測拠点や観測項目を増やし、観測体制の充実・強化を行うこと。

また、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。

さらに、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、平常時の活動状況についても広く周知に努めること。

- 2 火山研究人材の育成と確保を推進すること。

3 避難計画の策定にあたっては、国職員等を火山地域に派遣し、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を実施するなど、計画完成まで支援を継続すること。

4 噴火による広域的かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、大規模噴火を見据え、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画の作成・改訂を行うこと。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が考えられることから、降灰の範囲や降灰量に応じた被害想定を行うとともに、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に検討し、進めること。

5 住民はもとより、登山者や観光客等の生命を守るため、地方公共団体及び民間が行う山小屋や登山道での携帯電話不感地域の解消、Wi-Fi環境整備、シェルターなどの避難施設や避難路の整備及びハザードマップ・火山防災マップの作成・改訂や避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、必要な技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

なお、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

6 富士山や浅間山等で現在実施している直轄の火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業については、着実な事業の推進を図るとともに、事業が行われていない火山についても、早期に事業化すること。